

採用に伴う赴任に係る旅費の支給について

大阪府（以下「府」という。）域外に居住されている方で、府立学校への採用に伴い、配属された学校（以下「勤務公署」という。）までの通勤を考慮して転居された方については、赴任旅費が支給されます。ただし、採用されたこと以外が要因の転居などは、支給の対象から除きます。

支給範囲について

- ① 赴任のために、府域外から生活拠点を移された方が対象です。
本人及び赴任の際、随伴してきた扶養親族（注）の交通費が支給されます。
※転居にかかる移転料（いわゆる引越代）は支給されません。
扶養親族の交通費は、移転の際における年齢に従い規定する額が支給されます。
- ② 交通費は、本人の転居前の住居から勤務公署までの経済的な通常の経路及び方法で算出します。
- ③ 航空機の利用については、鉄道等を利用するよりも安価な場合及び通常利用すると考えられる地域のみ認められます。（後日確認を行いますので、便名、利用区間及び金額を確認できるもの（搭乗券の半券・領収書等）を必ず保管しておいて下さい。）
- ④ 自家用車利用による転居の場合は、支給されません。
- ⑤ 船舶の利用については、鉄道等を利用するよりも安価な場合及び通常利用すると考えられる地域のみ認められます。（自家用車の搬送、自家用車による転居を理由とする利用は認められません。）

（注）扶養親族 — 配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で主として職員となる者の収入によって生計を維持しているもの

支給基準及び手続き等について

- ① 『新規採用職員に対する赴任旅費の支給要領』に基づき、採用の発令日となる令和7年4月1日を基準とした旅費額を支給します。
- ② 支給にあたっては、着任後の4月頃に各学校を通じて調査を行い、内容を確認の上、7月頃の支給を予定しています。
- ③ 原則として、出願時に行政オンラインシステムに入力された住所を居住地とみなします。
（住所変更のあった方は変更後のものを居住地とみなします。）

支給されない場合について

- ① 着任後、通勤認定がなされた後に転居した場合。
- ② 合格発表日以前に転居済みであるなど、採用されたことが転居の要因となっていない場合。
- ③ 府内での転居の場合。
- ④ 府域外の同一市内での転居など、通勤を考慮した転居とは認めがたい場合。

など

＝ 本件に関するお問い合わせ先 ＝

大阪府教育庁
教職員室 教職員企画課
財務・免許グループ

TEL：06-6941-0351（代表） 内線：6891

FAX：06-6944-6897